汚水処理未普及解消に関する調書

令和 年 月 日

洲本市	長 様							
			申	請者				
			,	住	所			
				氏	名		(EII)	
下記事項について相違ありません。								
1.	浄化槽を設置	置する建物に	ついて					
_	□1. 新築		2. 既存]3. 改築	[□4. 増築	
	設置場所※1 <u>洲本市</u> ※1下水道事業計画区域内は補助基本額より10万円(下水道接続促進助成金相当額)減額							
	新築以外の場合の既存建物の汚水処理方法について							
	□1. くみ取り □2. 単独浄化槽 □3. 合併浄化槽※2							
	※2 災害に伴う建物の建替えや故障のみ対象とする。証明等の書類を添付のこと							
2. 現在の住所について								
	①住民票の異動予定(浄化槽設置場所に住所を有していること)							
	□ 1. 異動なし □ 2. 市内で転居 □ 3. 他市から転入							
	②住民票写しの提出(申請日より3か月以内発行のもの)							
	□1. 申請時 □2. 実績報告時 ※別途誓約書提出							
3. 現在住んでいる建物について(他市から転入の場合は回答不要です。)								
	① 居住形態							
						□3. ∮	集合住宅	
	②住宅の所有者							
	□ 1. 自己 □ 2. 他人(賃貸等) □ 3. 他人(親等家族)							
	③汚水処理の方法(集中浄化槽は2、3のどちらか)							
	□1. くみ取り □2. 単独処理浄化槽 □3. 合併処理浄化槽 □4. 下水道							
市記入欄								
国庫補助金 □対象 交付対象		□対象外		・下水道事業計画区域内・汚水処理未普及解消に繋がらない()				